

かくては切實選舉權を與へらむとも、吾等船貨は之を行使することか
出来ず、是れを以て萬年階級政體の力を延ばし得ない事になる。

こんな一聯合も、こんな暴徒の輩を白晝公然としてする政府に對し、
吾等は萬分抗議としてゐる。

布告は吾等と接り、正義の主張を貫徹せしめよ!!

大正十四年十月二十日 第二號

別紙参照を乞ふ

(23)

心算文化スル志

船貨不在投票ニ就テ

政府當局並ニ全國民ニ訴フ

日本司厨同盟

護ツク在イ國家思想ハ棄テテ、正シク新クイイ國家思想ハ擡頭スルニ
ニ國民多数ノ希望タリシ普通選舉法ハ遂ニ不完全ナガラモ成立シ、今モ忠告
國民ノ大多数タル普選階級ノ過半ハ口政考案ノ權ヲ與ヘラレタ。

吾等ハ此ノ政治的律律の大革命トモ稱スベシ普通選舉法典ノ成立ヲ
心クテ慶ビ、モテハ然モ吾等船貨ニ對シテハ、吾等が吾等ノ主張ヲ密シク
不在投票ノ制度ヲ認メタトハ眞ニ選挙 其ノモノ、性質上、口民全般ニ
平ニシテ然モ克ク総テ階級ノ口民ヲ平均シテ政權參與ノ機会ヲ失シ
メサラントスルハ法律ニ出テタル莫ニ於テ、立法者其者ノ敵意ヲ惜ミテモ不
可ナシ。